様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日２０２５年３月１７日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しゃかいふくしほうじん　わこうかい  一般事業主の氏名又は名称　社会福祉法人和光会  （ふりがな）やまだ　ごう  （法人の場合）代表者の氏名 山田　豪  住所　〒501-0104  岐阜県岐阜市寺田７丁目９５番地  法人番号　9200005001551  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進 | | 公表日 | 2024年9月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  ・DX推進の概要と背景  ・DX推進に向けた経営ビジョン  ・ビジネスモデルの方向性 | | 記載内容抜粋 | 「グループという表記についての補足説明」  「和光会グループ」は、親会社や法人格ではなく、医療法人和光会と社会福祉法人和光会を中心とする協力体制の総称であり、その他関連する株式会社やNPO法人も含まれます。これはホームページにも記載してあります。  URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/（DX推進内下部）  当法人である社会福祉法人和光会は、上記医療法人和光会等と対等な協力関係にあり、緊密な連携の下で事業を展開しています。DXにおいても共同でDX推進室を設置し、一体的なDX推進を行っております。このような事業の一体的な展開の一環として、ホームページもグループとして共同で運営しており、共通の取り組みについては統一的に発信しています。現在、ウェブサイト上では「和光会グループ」として情報を公開していますが、具体例等、必要に応じて当該法人を明示しています。  **・DX戦略の概要と背景**  社会福祉法人和光会は、急速に進展するデジタル技術を医療・介護・福祉の分野で積極的に取り入れ、革新と新しいサービスの提供を追求しています。2000年代初頭から導入され始めた電子カルテは、業務効率化と情報共有の要となっており、今後も技術革新を通じて医療とケアの質を向上させていく必要があります。また、オンライン診療や電子処方箋などの新しい技術の普及により、都市部と地方の医療格差を埋め、高齢者や移動が困難な患者への対応がさらに円滑になります。  （以下省略） **・DX推進に向けた経営ビジョン**  社会福祉法人和光会は、基本理念である「みんなを笑顔に。」、そしてビジョンである「どんなときも、安心して笑顔で暮らせる地域社会を創造」を土台に、デジタルトランスフォーメーション（DX）を全法人的な変革の推進力と位置づけています。  【第一段階：効率化・生産性向上による基盤強化】  最新のデジタル技術を導入することで、業務の効率化と生産性の向上を図り、地域社会から信頼され選ばれる医療・介護機関としての基盤を確立します。これにより、優秀な人材の確保と育成を強化し、現状のサービスの質の向上と持続可能な運営体制を実現します。（以下省略）  **・ビジネスモデルの方向性**  社会福祉法人和光会は、DXの推進を通じ、変化する社会環境に柔軟に対応し、地域から信頼される法人として、経営ビジョン「どんなときも、安心して笑顔で暮らせる地域社会の創造」と理念「みんなを笑顔に。」の実現を目指します。DX投資には十分な検討とコスト管理が求められるため、各施策の導入にあたっては、コストパフォーマンスや全体最適、継続的な検証・改善、そして最新の情報セキュリティ対策を徹底します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社会福祉法人和光会は取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である社会福祉法人和光会理事会より、承認権限を委譲されている社会福祉法人和光会幹部会において承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進 | | 公表日 | 2024年9月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  ・DX戦略の概要、DX戦略の具体例 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の概要（抜粋）  社会福祉法人和光会は、前述のビジネスモデルの方向性３つの柱（業務プロセス・組織体制の革新、患者・利用者体験の革新、顧客管理の革新）を実現するため、以下のDX戦略を推進します。  なお、各施策においては、コストパフォーマンス、全体最適、継続的な検証・改善、そして情報セキュリティの徹底を基本原則として運用します。  ●業務プロセス・組織体制のDX化  ●患者・利用者体験のDX化  ●顧客管理・データ活用のDX化  DX戦略の具体例  1.全施設での最新Wi Fi環境とデバイスの整備、ならびに契約・請求管理のクラウド化を推進。これにより、業務の効率化とコスト削減、さらには利用者様やご家族の事務負担軽減を実現します。  2.特別養護老人ホームなどの入所施設に全室導入された見守りシステムや、必要に応じた連携システムにより、安心・安全な介護サービスを提供。迅速な情報伝達を支えるシステムの活用で、よりきめ細やかなサービスを実現しています。  3.利用者ごとのケアプランやサービス履歴など、各種デジタルデータを統合管理し、高度なデータ解析に基づいたプロアクティブな支援策を展開。これにより、個々の利用者のニーズに即した支援と、法人全体の運営効率の向上を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社会福祉法人和光会は取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である社会福祉法人和光会理事会より、承認権限を委譲されている社会福祉法人和光会幹部会において承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  人材育成とDX推進体制 | | 記載内容抜粋 | **人材育成とDX推進体制**  法人内の各事業所で、DX推進担当者を育成します。事業所ごとに各団体が主催する研修や求められる要件が異なるため、育成研修課と各事業部で計画を立て、DX推進室で管理します。たとえば、介護事業所であればデジタル中核人材養成研修の受講人数を事業所ごとに設定しています。  また、理事長が最高デジタル責任者（CDO）を務め、直下にDX推進室を設置、各部門、外部アドバイザー、各外部業者と連携し、全社でDX推進に取り組んでいくことを図示しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  DX戦略推進のための環境整備について | | 記載内容抜粋 | 1. DX推進体制の確立  専任のDX推進室を設置し、各施設の現場ニーズを集約。経営層と現場が連携して、最適なICTツールやクラウドサービスの導入・運用をサポートしています。  介護記録、ケアプラン、契約・請求管理システムなど、福祉現場向けの各種システム統合・運用サポートを重点的に実施。介護系、障害系、訪問系など現状、各分野で異なるクラウド型電子記録システムの統一・集約化について、将来的な統合の可能性を模索しています。  2. 研修・情報提供体制の充実  最新技術や先進事例の情報収集を行い、全職員向けの内部研修および外部セミナーを推進。実践的なフォローアップ体制を整え、各現場での技術活用を促進しています。  3. システム連携・運用支援の強化  各施設のICT機器、ネットワーク環境、オンプレミスとクラウドシステムの整備状況を一元管理し、標準化を推進。導入した各種システムの運用サポートや定期アップデートを実施し、円滑な現場運用を支援しています。  介護記録や利用者情報、ケアプランなどのデジタルデータを統合し、ペーパーレス契約や請求業務のオンライン化を推進。これにより、現場の業務負担の削減と情報の透明性向上を図ります。  4. DX投資計画とレガシーシステム対応  現在、介護系と障害系で異なるクラウド型電子記録システムが運用されており、訪問系では別のソフトを利用するなど、システムが分散しています。各システムの使い勝手を尊重しつつ、将来的な情報集約化や統一運用の可能性を模索しています。現状は、現場の生産性を最優先としながら、統合化への移行について引き続き情報収集を進める方針です。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進 | | 公表日 | 2024年9月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ  URL：<https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/>　DX戦略マップとして記載 | | 記載内容抜粋 | DX投資として大きく以下の4つ  ・現場へのICT機器、DX機器等の導入・活用  ・後方業務におけるDXの活用  ・利用者サービス向上に資するDXの活用  ・デジタル人材の育成  更に  DX投資施策の取組状況に関する指標  ・見守りシステムやインカムの導入割合等  ・生成AI、RPAの活用度合い  ・契約や手続きにおけるクラウド活用率やオンライン診療の件数等  ・設定した研修修了者数等  などを公表  詳細は各事業所毎に定めている。（チェックシートに一部掲載） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月20日 | | 発信方法 | ホームページに理事長メッセージとして掲載 URL: https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  コーポレートサイトのニュース(2025/1/20)でDX推進について　社会福祉法人 理事長よりメッセージとして発信  URL：https://www.wakokai.or.jp/news/%e3%81%9d%e3%81%ae%e4%bb%96/p13282/ | | 発信内容 | 「職員が笑顔で働ける現場を創る – DXで切り拓く福祉の未来」  近年、介護・福祉業界全体で職員不足が深刻な課題となり、多くの現場で働く人々が大きな負担に直面しています。従来のマンパワーに頼る働き方だけでは、現場の負担を軽減することは難しく、効率的で持続可能なサービス提供体制への転換が求められています。  私たち社会福祉法人和光会は、こうした業界全体の課題に対して、先進的な取り組みを積極的に進めています。たとえば、各施設でのマニュアルのクラウド化や、誰でも使いやすい指示・記録システムの導入を通じ、業務プロセスをシンプルかつ効率的に進められる環境づくりに努めています。これにより、年齢や国籍、さまざまなバックグラウンドを持つ職員が、負担なく働ける環境が整い、現場全体のサービスの質が向上すると確信しています。  また、従来のやり方では対応が難しい複雑な課題に対しても、業界を問わず先進的な取り組みを取り入れ、柔軟にチャレンジしていく必要があります。職員がやりがいと誇りを持って働ける環境は、利用者やご家族の安心にも直結します。DXを活用した業務効率化は、現場の負担を大幅に軽減し、将来的には業界全体の競争力を高める重要な鍵となると考えています。  これからも、現場の実情に根ざした実効性のあるDX推進を進め、働きやすく、負担の少ない職場環境の実現と、利用者やご家族の不便の解消に努めてまいります。私たちは、業界全体の変革に貢献するという強い意志を持ち、先進的な取り組みを積極的に取り入れながら、未来の福祉サービスのあり方を模索していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～　2024年11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。自己診断結果は、IPAの自己診断結果入力サイトにアップロードしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・最新のガイドラインに準拠した職員教育およびセキュリティ体制の整備  ・サイバーセキュリティ保険への加入  ・訪問診療など外部持出しPCに対するEDR（ふるまい検知）の導入  ・ランサムウェア対策としてサーバーのバックアップ体制を構築  ・ウイルス対策ソフトの導入  ・I-filter/m-filterの導入による不正アクセス対策  ・ユーザー権限に基づいたWindows端末の運用管理  ・グループ内のVPN網の構築による通信の安全性の確保 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。